

第 5 章 消防用設備等の技術上の審査基準

第 1 消火器具

1 構成

消火器具は、火災の初期消火を目的とするもので、火災発生時に人が操作することにより消火し、取扱いが容易なものである。

2 用語の意義

- (1) 「消火器具」とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 「消火器」とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (3) 「簡易消火用具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 「地階」とは、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの 3 分の 1 以上のものをいう。
- (5) 「防火対象物の階ごとに」とは、歩行距離の判定の単位を階ごとにすることとしたものである。階ごとに設けることとしたのは、速やかに消火のため使用できるよう時間的条件等を配慮したものである。
- (6) 「各部分から」とは、「どの部分からも」という意味である。したがって、当該場所のいずれの部分からも歩行距離 20m 以下に消火器具が設けてあることが必要である。
- (7) 「歩行距離」とは、実際に人が歩いた場合の通常の動線によって測った距離をいう。したがって、設備、物件、壁等の障害物などがあれば、そこを回り込んで距離を測定する。

3 消火器の種類と適応性

- (1) 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 27 号。以下「規格省令」という。）に適合したものであること。
- (2) 前(1)の消火器に充てんされる消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 28 号）に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、政令第 7 条第 2 項第 1 号イからニまでに掲げるもの及び特例適用簡易消火用具（「消火弾「ストロングピン」の取扱いについて」（昭和 48 年消防予第 34 号）等参照）とする。
- (4) 適応性
政令第 10 条第 2 項第 1 号（政令別表第 2）によること。

4 能力単位

- (1) 消火器の能力単位は、省令第 6 条第 1 項及び規格省令によること。
- (2) 能力単位の算定 ▲
ア 省令第 6 条から第 8 条まで及び条例第 41 条の規定による。（第 1-1 表参照）

第 1-1 表

	防火対象物の区分	必要単位数又は個数
省 令	政令別表第 1 (1)項イ、(2)項、(16 の 2)項、(16 の 3)項及び(17)項に掲げる防火対象物	[単位数] 面積※1 ÷ 50 m ² [100 m ²] ※2
	政令別表第 1 (1)項ロ、(3)項から(6)項まで、(9)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物	[単位数] 面積※1 ÷ 100 m ² [200 m ²] ※2
	政令別表第 1 (7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物	[単位数] 面積※1 ÷ 200 m ² [400 m ²] ※2
	少量危険物	[単位数] 貯蔵又は取扱い数量 ÷ 指定数量
	指定可燃物	[単位数] 貯蔵又は取扱い数量 ÷ (危政令別表第 4 の数量×50)
	変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所	床面積 100 m ² 以下ごとに 1 個以上
	鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所※3	[単位数] 床面積 ÷ 25 m ²
条 例	政令別表第 1 (16)項に掲げる防火対象物で延べ面積が 300 m ² 以上のもの	各用途ごとに 1 個以上
	火花を生ずる設備のある場所	1 個以上
	変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所(政令第 10 条第 1 項各号の適用を受けない防火対象物又はその部分に存する場所)	1 個以上
	鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所(政令第 10 条第 1 項各号の適用を受けない防火対象物又はその部分に存する場所)	1 個以上
	核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所	1 個以上
	屋上に設ける遊戯施設又は飲食店等の用途に供する場所	1 個以上

※1 防火対象物及びその部分の延べ面積又は床面積

※2 [] 内の数値は、主要構造部を耐火構造とし、内装を難燃材料で仕上げた場合に適用する。(省令第 6 条第 2 項)

※3 政令第 10 条第 1 項第 1 号ロに掲げる防火対象物のうち、延べ面積 150 m²未満で、少量危険物若しくは指定可燃物の貯蔵若しくは取扱いがないもの又は床面積 50 m²以上の地階、無窓階若しくは 3 階以上の階がないものを除く。

イ 条例第 41 条第 1 項及び第 2 項の各部分に設ける消火器の能力単位は、1 単位以上とする。

ウ 能力単位の算定方法

(7) 政令第 10 条第 1 項の規定との関連における条例第 41 条の規定の適用は、次によること。

なお、防火対象物の一部が政令の適用を受ける場合は、政令の適用部分は省令第 6 条第 2 項の規定を適用し、政令の適用を受けない部分は 1 単位以上の数値の設置とすること。(第 1-1～1-3 図参照)

(15)項 150 m ² 条例規制 1 単位	(3)項ロ 150 m ² 政令規制 2 単位
--	--

「16 項イ」延べ面積 300 m²

(3)項ロ	$150 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 1.5$	2 単位
(小数点以下は切上げ)		
(15)項	1 個、1 単位以上	

第 1-1 図

(15)項 150 m ² 条例規制 1 単位	(4)項 50 m ² 条例規制 1 単位	(7)項 150 m ² 条例規制 1 単位
--	--	---

「16 項イ」延べ面積 350 m²

各用途が政令の適用を受けず
全てが条例規制によるため
各項、各 1 個で各 1 単位以上を設置

第 1-2 図

個人住居 200 m ²	(4)項 100 m ² 条例規制 1 単位
----------------------------	---

「16 項イ」延べ面積 300 m²

各用途が政令の適用を受けず
(4)項が条例規制によるため
(4)項に 1 個、1 単位以上を設置

第 1-3 図

(イ) 少量危険物、指定可燃物の算定

a 少量危険物(屋内で灯油 490ℓを貯蔵する場合)

$$490\ell \div 1,000\ell (\text{指定数量}) = 0.49 \longrightarrow 1 \text{ 単位}$$

◎ 少量危険物部分の能力単位の数値は 1 単位

b 指定可燃物

倉庫内に綿花類を 4,000 k g 貯蔵する場合

$$4,000 \text{ kg} \div (\text{政令で定める数量 } 200 \text{ kg} \times 50) = 0.4 \longrightarrow 1 \text{ 単位}$$

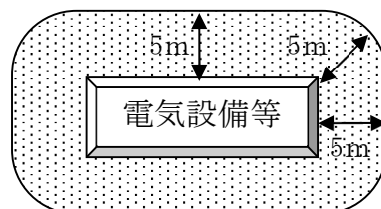
◎ 指定可燃物部分の能力単位の数値は 1 単位

(ロ) 電気設備設置部分(屋内変電設備 床面積 150 m²の場合)の算定

$$150 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 1.5 \longrightarrow 2 \text{ 個}$$

◎ 電気設備設置部分の設置個数は 2 個

電気設備設置部分の床面積の算定は、当該設備がすえ付けられた部分の周囲に水平距離 5m の線で囲んだ部分の面積(同一室内に電気設備が 2 以上設置されている場合は、その合計面積をいう。以下、多量の火気を使用する場所の算定にあっても同様の取扱いとする。)をいう。(第 1-4 図参照)



注) なお、水平距離 5m の範囲が、設置している電気室等以上の範囲となる場合において、当該室の壁、床、天井が不燃材料、出入口が防火設備である防火戸(自閉式又は煙感知器連動閉鎖)で区画されている場合は、当該区画された部分の面積とする。

第 1-4 図

(イ) 多量の火気を使用する場所（ボイラー室 床面積 50 m²の場合）の算定

$$50 \text{ m}^2 \div 25 \text{ m}^2 = 2 \longrightarrow 2 \text{ 単位}$$

◎ 当該部分の能力単位の数値は 2 単位

- (3) 省令第 6 条第 4 項、第 5 項及び条例第 41 条第 2 項に定める場所とは、次によること。▲
- ア 「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」（省令第 6 条第 4 項）のある場所とは、次に掲げる電気設備等がある場所等をいう。
- (イ) 蓄電池設備（蓄電池容量が 20kW・h 以下のものを除く。）
 - (ロ) 燃料電池発電設備（出力 10kW 以上のものに限る。）
 - (ハ) 使用電圧が直流にあっては 750V、交流にあっては 600V を超えるもので、かつ、5kVA 以上の電気設備
 - (ニ) 急速充電設備（全出力 50kW を超えるものに限る。）
- イ 「変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所」（条例第 41 条第 2 項第 2 号）とは、次に掲げる電気設備等がある場所をいう。
- (イ) 変電設備、発電設備（条例第 66 条に規定する届出に該当するものに限る。）
 - (ロ) その他これらに類する電気設備は上記アを準用する。
- ウ 「火花を生ずる設備のある場所」（条例第 41 条第 2 項第 1 号）とは、次に掲げる設備がある場所をいう。
- (イ) グラビア印刷機
 - (ロ) ゴムスプレッダー
 - (ハ) 起毛機
 - (ニ) 反毛機
 - (ホ) 製綿機
 - (ヘ) 放電加工機
 - (ロ) (イ)から(ヘ)までによるほか、その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。
- エ 「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」（省令第 6 条第 5 項、条例第 41 条第 2 項第 3 号）とは、次に掲げる場所をいう。
- (イ) 学校給食用・家庭科教室の厨房、営業用の厨房など（個人の厨房及び事務所等で使用されている小規模な給湯室を除く。）
 - (ロ) 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
 - (ハ) 工業炉及びかまどを設置する場所
 - (ニ) 熱風炉、多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉の他、据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所
 - (ホ) 公衆浴場の火焚場
 - (ヘ) 火葬場のかま場
 - (ロ) 焼却炉を設置する場所
 - (ロ) 飲食店の小規模ガスコンロ及び電気を熱源とする設備又は器具を設置する場所（電気を熱源とする設備又は器具は条例第 41 条第 2 項第 3 号に限る。）
 - (ロ) サウナ設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
 - (ロ) くん製設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
 - (ロ) ボイラー（労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 1 条第 3 号に定めるもの

を除く。)を設置する場所

(9) 給湯湯沸設備(入力 70kW 未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。)を設置する場所

(10) 温風暖房機(入力 70kW 未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。)を設置する場所

(11) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)を設置する場所

(12) ヒートポンプ冷暖房機(入力 70kW 以上の内燃機関によるものに限る。)を設置する場所
 オ 「核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所」とは、次に掲げる場所をいう。

(1) 核燃料物質を貯蔵又は取り扱う場所

原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 2 号及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令(昭和 32 年政令第 325 号)第 1 条第 1 号から第 8 号までに掲げる物質を貯蔵又は取り扱う場所

(2) 放射性同位元素を貯蔵又は取り扱う場所

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項及び同法施行令(昭和 35 年政令第 259 号)第 1 条並びに放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成 12 年科学技術庁告示第 5 号)に掲げるものを貯蔵又は取り扱う場所

カ 屋上に設ける遊戯施設又は飲食店等の用途に供する場所

デパートの屋上に設ける遊技場又は建物の屋上に設けるビヤホール等の飲食店等で不特定多数の利用に供する場所

5 設置及び配置等

(1) 設置場所

ア 政令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、省令第 6 条第 6 項に規定の「歩行距離 20m の配置」を満足する範囲で、廊下、通路の避難上支障ない位置に設置するとともに、室内に設置する場合は出入口付近に設置すること。★

イ 省令第 9 条第 2 号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」への設置及び保護措置とは、次によること。▲

(1) 設置

- a 容器、部品が腐食するおそれのない場所に設置すること。
- b 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所に設置すること。
- c 屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設置すること。

(2) 保護措置

- a 水使用室に対する腐食防護措置として壁体・架台上に設置すること。
- b 直射日光、雨水に対する使用温度・腐食防護措置として保護箱を設置すること。
- c 腐食性ガス発生場所に対する防護措置としてビニールカバー等を設置すること。

(2) 配置

省令第 6 条第 6 項及び省令第 7 条第 1 項によるほか、次によること。★

ア 精神病院は、省令第 6 条第 1 項及び第 2 項等の規定により算定した能力単位のもを各階のナースステーションに集中設置できるものとする。

イ ボウリング場、アイススケート場、ダンスホール、舞台、集会場等、歩行距離 20m 以下ごとの設置が困難な場所については、実態に応じた配置とすることができる。

ウ 政令別表第 1 の用途相互の行き来ができない形態の場合は、それぞれの政令別表第 1 の用途に設置すること。

エ メゾネット型共同住宅は、一住戸を一階層とみなし、歩行距離 20m 以下となるように設置できるものとする。

オ 共同住宅で管理上やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。

(7) 消火器の標識を扉の前面に表示すること。

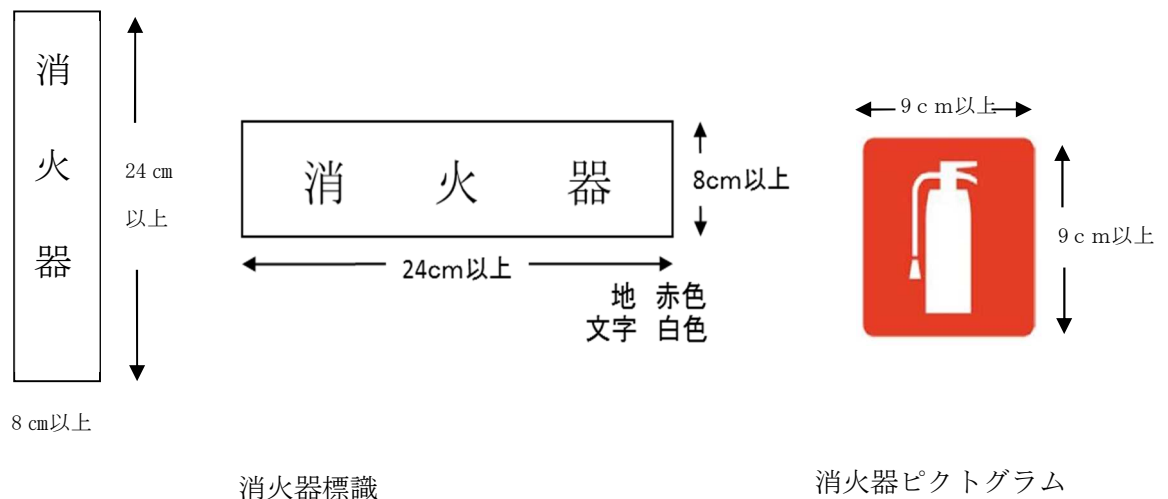
(4) パイプシャフト等には、消火器を容易に保管、取出しができるスペースを有していること。

(5) パイプシャフト等の扉は、常時開放可能であること。

(3) 標識

消火器具を設置した箇所には見やすい位置に標識を設けること。標識は、第 1-5 図によること。

また、消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令 32 条及び条例 55 条を適用し、消火器標識に代えて、JIS Z 8210 に規定する消火器の案内用図記号（消火器ピクトグラム）を設置しても差し支えない。（第 1-5 図参照）★



第 1-5 図

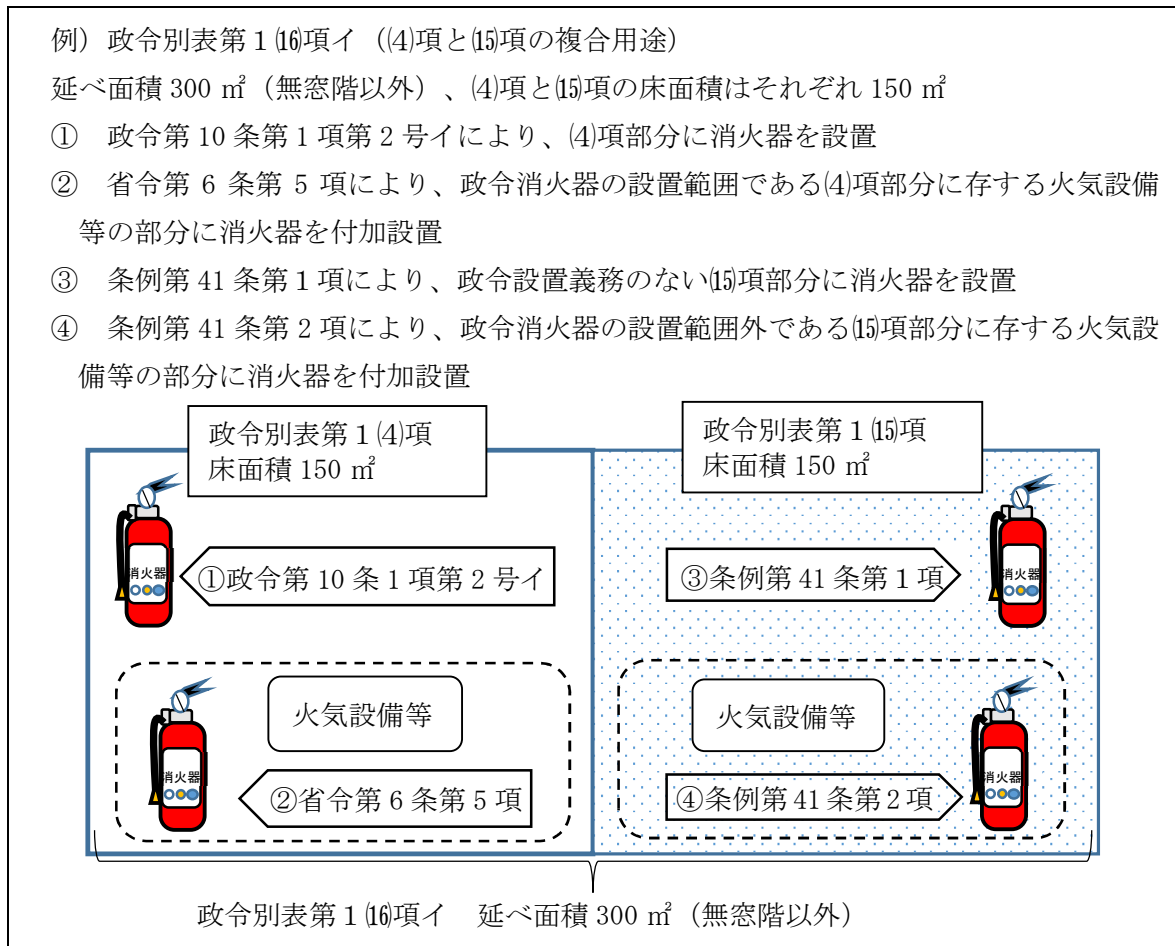
6 付加設置消火器の取扱い

- (1) 政令第10条第1項に基づき防火対象物に設置される消火器が、省令第6条第3項から第5項までの規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもの、電気設備、ボイラー室等に必要とされる消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満足する場合にあっては、当該消火器による警戒とし、重複設置しないことができるものとする。

なお、省令第6条第4項により算定された個数は単位数に読み替えるものとする。

- (2) 政令第10条第1項及び条例第41条第1項に基づき防火対象物に設置される消火器が、条例第41条第2項の規定により、電気設備、ボイラー室等に必要とされる消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満足する場合にあっては、前(1)と同様に取扱うことができるものとする。

消火器の政令設置と条例設置の手順の考え方は、第1-6図を参考とすること。



第1-6図

- (3) 政令第10条第1項第4号及び省令第6条第3項から第5項まで並びに条例第41条第2項(第5号を除く。)の規定が適用されない屋外に設置された少量危険物、指定可燃物、変電設備、発電設備等についても、努めて消火器具を設置すること。★